

利根川上流流域治水協議会 規約（変更案）

（設置）

第1条 「利根川上流流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、利根川・江戸川流域の内、特に利根川上流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 協議会構成員は自ら指名した者を代理として会議に出席させることができる。

4 協議会構成員を追加または変更する場合には、協議会を開催し諮るか、或いは、事務局が文書にて構成員に照会を行う。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 利根川・江戸川流域の内、特に利根川上流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項

（協議会の公開）

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

（協議会資料等の公表）

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

3 協議会の資料、議事、取組状況等については、広く住民等へ周知を図る視点から、各関係機関のホームページ等を通じて公表・周知を行い、防災・減災の啓発活動に努めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局を、関東地方整備局利根川上流河川事務所計画課に置く。

(雑則)

第8条 第3条の協議会については、災害・感染症拡大等の状況を鑑みて、書面等にて開催することができるものとする。

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年8月21日から施行する。

令和2年9月18日 改定。

別表 1

第3条関係 協議会の構成

所属	部署	役職
国土交通省関東地方整備局	利根川上流河川事務所	所長
茨城県	土木部 河川課	課長
栃木県	県土整備部 河川課	課長
群馬県	県土整備部 河川課	課長
	県土整備部 下水環境課	課長
埼玉県	県土整備部 河川砂防課	課長
	下水道局 下水道事業課	課長
千葉県	県土整備部 河川整備課	課長
古河市		市長
常総市		市長
取手市		市長
守谷市		市長
坂東市		市長
猿島郡 五霞町		町長
猿島郡 境町		町長
栃木市		市長
小山市		市長
下都賀郡 野木町		町長
伊勢崎市		市長
太田市		市長
館林市		市長
佐波郡 玉村町		町長
邑楽郡 板倉町		町長
邑楽郡 明和町		町長
邑楽郡 千代田町		町長
邑楽郡 大泉町		町長
邑楽郡 邑楽町		町長
熊谷市		市長
行田市		市長
加須市		市長
本庄市		市長
羽生市		市長
深谷市		市長
久喜市		市長
児玉郡 上里町		町長
野田市		市長
柏市		市長
我孫子市		市長